

九運保環第386号の3
平成28年11月15日

関係事業者 各位

九州運輸局
自動車技術安全部長



事業用自動車の運転者等の覚醒剤等の使用禁止の徹底について

国土交通省では、事業用自動車の運転者による薬物使用の禁止を徹底するよう従来から機会あるごとに強力に指導してきたところです。

しかしながら、平成28年11月10日に、北海道においてバス事業者の運転者が、東京都においてバスの元運転者が、それぞれ覚醒剤取締法違反の容疑で逮捕されたとの報道がありました。

事件は現在、警察の捜査が進められておりますが、覚醒剤を使用した状態で運行された可能性もあり、これは、輸送の安全を使命とする自動車運送事業者の信頼を大きく失墜させる決してあってはならない悪質なものであり、誠に遺憾です。

つきましては、貴社においても下記の事項について徹底されるようお願いいたします。

記

1. 運転者のみならず、従業員に対して、外部の専門的機関も活用しつつ、覚醒剤等が身体に与える影響について十分理解させ、覚醒剤等の使用が輸送の安全をおびやかすことを再認識させるよう指導すること。
2. 点呼時のみならず、運転者の行動や健康状態の把握を徹底し、覚醒剤等の使用、異常な感情の高ぶり、睡眠不足等の確認をすること。